

○津軽広域連合選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程

(令和 5 年 3 月 22 日選挙管理委員会告示第 2 号)

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 5 章及び津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 1 号）の規定による津軽広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等については、津軽広域連合個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年津軽広域連合規則第 1 号）の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(津軽広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 津軽広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成 20 年津軽広域連合選挙管理委員会告示第 2 号）は、廃止する。